

# 第10次鳥獣保護事業計画について

## 1 法的根拠

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第4条

(都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護事業の実施に関する計画を定めるものとする。)

## 2 概要

### 第一 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間

ただし、本事業計画の記載事項のうち、新法に係る事項（特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域に関する事項等）に関する記載事項は、改正法の施行期日（平成19年4月16日）から効力を発するものとする。

### 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

#### 1 鳥獣保護区の指定（指定期間 10年）

関係者等と十分に調整を図り新規指定に努めるとともに、既指定鳥獣保護区は更新に努める。

○新規指定	3箇所	119ha	(多治見市)	}	・徳山ダム湖完成に伴う解除 ・鳥獣害被害増加のため ・森林所有者の同意が得られない等
○期間更新	66箇所	30,775ha			
○区域拡大	2箇所		(郡上市、七宗町)		
○区域縮小	2箇所		(高山市、揖斐川町)		
○廃止	7箇所	5,292ha	(飛弾市、揖斐川町)		

●設定状況 第10次計画終了時 126箇所 69,861ha

(第9次計画終了時と比較し、△8箇所、△3,972ha)

#### 2 特別保護地区の指定（指定期間 10年）

○再指定	10箇所	697ha	
○区域拡大	1箇所		(多治見市)
○廃止	5箇所	1,853ha	(下呂市、揖斐川町)

●設定状況 第10次計画終了時 26箇所 4,634ha

(第9次計画終了時と比較し、△6箇所、△1,933ha)

#### 3 休猟区の指定（指定期間 3年）

狩猟鳥獣の著しい減少及び狩猟者の入り込み等を勘案し、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。狩猟鳥獣による農林業被害が増加している地域においては、農林業被害軽減のため指定は慎重に行う。

○指定 63箇所 79,075ha

(第9次計画終了時と比較し、△60箇所、△64,691ha)

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

キジ、ヤマドリの自然界での繁殖を促進させ、生息数の増加を図るため第9次計画に引き続き放鳥を行う。

○県内でニホンキジ(1,200羽/年)とヤマドリ(100羽/年)を放鳥する。

(第9次計画と比較し、ニホンキジ△600羽/年、ヤマドリ△100羽/年)

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

許可をする場合は、学術研究を目的とする場合、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合、特定計画に基づく数の調整を目的とする場合及びその他特別な事由を目的とする場合とし、許可基準、許可条件等を設定する。

##### （第9次計画との変更点）

- 団体による有害捕獲従事者に狩猟経験のない免許取得者を追加（研修目的）
- 1許可あたりの有害捕獲許可頭数の緩和

##### 【団体捕獲・国有林捕獲】

イノシシ	10頭	→	20頭	（農業被害拡大への対応）
ニホンジカ	2頭	→	10頭	（農林業被害拡大への対応）
ツキノワグマ	1頭	→	3頭	（親子クマへの対応）
ムクドリ	100羽	→	200羽	（農業被害への対応）

##### 【個人捕獲】

イノシシ 1頭 → 2頭（農業被害拡大への対応）

- 外来種の有害捕獲を狩猟期間及びその前後15日も許可可能に変更  
（外来種の根絶又は抑制への対応）

アライグマ、ヌートリア、タイワンリスの有害捕獲

#### 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

法改正に伴い、銃猟禁止区域を特定  
猟具使用禁止区域（銃猟）に変更

- 特定猟具（銃猟）使用禁止区域の新規指定 6箇所 1, 129ha
- 特定猟具（銃猟）使用禁止区域の再指定 57箇所 40, 897ha

●設定状況 第10次計画終了時 129箇所 66, 346ha

（第9次計画終了時と比較し、5箇所、340ha増）

#### 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- 第10次追加 ○平成20年度にツキノワグマに関する計画を作成（クマの生息調査を実施後、計画を作成）
- 平成23年度にカモシカに関する計画を作成（カモシカは第4期計画を作成）

#### 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護対策、狩猟対策及び有害鳥獣対策の基礎資料とするため、各種の調査を継続して実施し、地理情報システム(GIS)の活用も図る。

#### 第八 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

野生鳥獣保護思想に加え、安易な餌付けの防止についても普及啓発を図る。

#### 第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

各種の鳥獣保護事業を実施し、適正な狩猟の指導及び取締り等を行うため、必要な研修を実施し、計画的に活動をする。

- 第10次追加 ○県と岐阜大学が鳥獣保護センターを協働運営する

#### 第十 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項